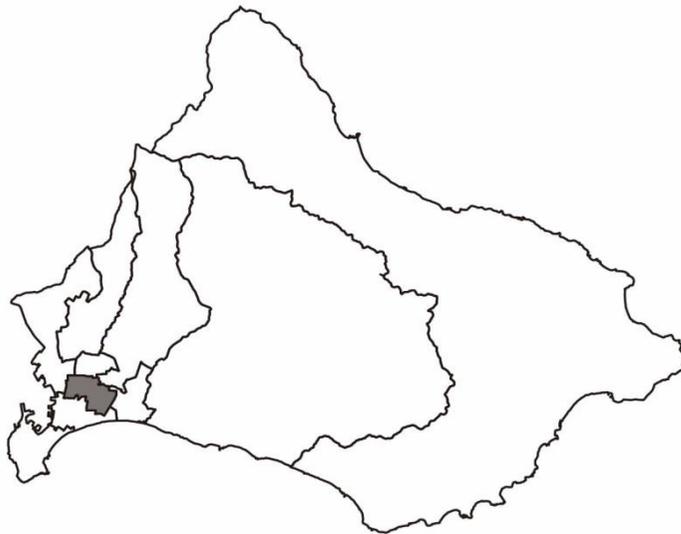


高齢者あんしん相談窓口

函館市地域包括支援センター ときとう

平成28年度活動計画

中央部第2圏域



— 目 次 —

1. 圏域の特徴と課題	…	p.1
2. 現状分析と活動計画		
＜介護予防事業＞		
1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	…	p.2
＜包括的支援事業＞		
1. 総合相談支援業務	…	p.3～p.4
2. 権利擁護業務	…	p.5～p.6
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	…	p.7
4. 介護予防ケアマネジメント業務	…	p.8
5. 地域ケア会議推進事業	…	p.9
＜任意事業＞		
1. 家族介護支援事業	…	p.10
2. 住宅改修支援事業	…	p.11

圏域の特徴と課題

中央部2

1. 人口の推移と年齢構成

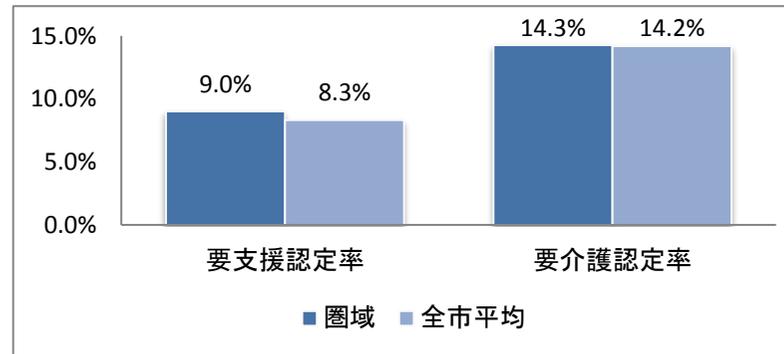
	(人)					H28.3末	
	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	割合(%)	全市(%)
年少人口	2,842	2,836	2,820	2,727	2,678	9.6%	10.3%
生産年齢人口	17,788	17,632	17,254	16,706	16,379	58.5%	57.3%
高齢人口	8,127	8,367	8,516	8,767	8,922	31.9%	32.5%
(再掲)65～74歳	3,730	3,893	4,081	4,302	4,318	15.4%	16.4%
(再掲)75歳以上	4,397	4,474	4,435	4,465	4,604	16.5%	16.1%

2. 世帯構成

	H28.3末		
	世帯数(件)	割合(%)	全市(%)
高齢者単身世帯	3,712	23.2%	22.6%
高齢者複数世帯	1,720	10.7%	12.1%
その他	10,602	66.1%	65.3%

3. 要支援認定の状況

	H28.3末		
	H27.3	H28.3	全市
要支援認定者(人)	762	803	7,219
要支援認定率(%)	8.7%	9.0%	8.3%
給付実績(人)			
給付率(%)			



4. 介護保険サービス事業所数

	H28.3末
居宅介護支援事業所	12
小規模多機能型居宅介護	3

5. 圏域の課題

- ・高齢者人口は全市平均より低い、認定率は全市平均よりも高い。原因を分析したい。
- ・函館市の中心市街地のひとつであり、様々な機関(文化教養、スポーツ、デパート、市場等)があるも、一方で地域住民のつながりの希薄が要因による困難事例も発見されている地域。
- ・市内には多くの教育機関があり、次世代を担う学生が多い。教育機関との連携がとれていない学校もある。
- ・商業施設が多いが、高齢者福祉や地域福祉について関心の無い、ビジネスオーナーが多い。
- ・連携によっては、今後高齢者施策に対する社会資源となりえる機関が多い。

介護予防事業

1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第1号

【目的】健康づくりに関する活動の体験や知識の普及を通して、地域の高齢者の介護予防に対する意識を高めることにより、自立した生活の継続と社会参加の促進を図ることを目的とする。

【重点事項】健康づくり教室が終了しても、地域の高齢者が介護予防に関する活動を継続できるよう支援する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		目標	具体策	評価指標
健康づくり教室 (新規・継続・自主)	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規教室開催予定のA町は前期高齢者人口が多い。 ・ときとう圏域は筋骨系の有病率が高い。 ・町会独自の運営基盤があり、包括との関係性が十分に構築されていない。 ・町会役員や担い手の高齢化・介護予防の意識の向上を図る必要がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規教室開催予定のA町は圏域内で人口が多く、中でも前期高齢者の割合が多い。圏域の特徴として自家用車の割合が多い。圏域の特徴として自家用車の所有が多い事、交通機関や買い物施設が充実している事により、筋骨系の有病率が高い背景がある。 ・B町会は認定率が高い町会で高齢化が進んでいる地域でもある。町会役員の高齢化に伴い、住民からの期待があっても、新たな事業の実施が難しい。 	<p>①新規 2教室 開催 (各12回)</p> <p>②卒業後教室の運営状況を把握し、今後も自主化を継続していけるよう支援する。</p> <p>③住民自身が自ら介護予防に取り組めるよう知識効果を普及する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規教室立ち上げのため、町会長や役員の方へ働きかけ、目的や効果を伝える。 ・自主化した教室へ年に数回、顔を出し交流を継続。一緒に活動に参加しながら、運営状況(内容や困っていること)を確認し、新しい情報の提供などを行い、自主化が継続できるよう後方支援を行う。 ・町会の役員の方との交流 ふれあい会食会や地域ケア会議などで連絡を取り合いながら、交流を図り関係性の構築を図る。 ・健康づくり教室開催に向け、自身や地域住民の介護予防に対する意識が高まり、行動変容に結びつくような介護予防の講話を繰り返し実施する。 ・新規教室開催後は「食・動・口腔・認知症予防」に関する学習を健康づくり教室開催の前後どちらかに15分程度盛り込み介護予防の情報提供を実施する。 ・住民自身が、自らの介護予防の為に活動出来るよう健康づくり運動の目的や根拠・効果を理解してもらうよう専門的にアプローチしていく。 ・住民の方が楽しんで取り組めるようなイベントも盛り込んでいく(ウォーキング・季節の行事・外部講師の派遣等)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数(新規・継続) ・自主グループ支援回数 ・参加者数(実・延) ・参加者の行動変容 ・継続活動の状況
住民等への 介護予防に関する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らが自分自身の介護予防していくことの意識や自覚が無いことにより、活動の場があっても自らが行動することにはつながらない可能性がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での活動の場があっても、自らが向いていこうという意識がない人がある。 ・住民が社会資源の情報を知らない。 ・一人で行きづらい。 	<p>①自主化している教室も含め、年1回は出前講座等を開催し、一人ひとりが介護予防へ取り組むことが出来るよう普及啓発する(各町内会・老人クラブ)。</p> <p>②町内会の回覧板でセンター広報紙を随時配布できる(健康づくりに関する情報を記載する)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり教室において介護予防に関するパンフレット、広報紙の配布。 ・出前講座 ※原則的には町会で求めるものに応じるが、栄養の取り方やメタボ・ロコモ予防や認知症予防健康寿命を延ばすための講話など、住民自身が自ら介護予防に取り組めるような内容のものを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・パンフレットの配布回数と対象者 ・出前講座、講師派遣回数と対象者

包括的支援事業

1. 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第1号

【目的】地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】支援が必要な高齢者を早期発見し、適切な支援を行うために、気になる高齢者に気付く視点や地域包括支援センターの役割について普及啓発を行い、地域包括支援ネットワークの構築を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
地域包括支援 ネットワーク構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町会によっては、連携がスムーズに行えていない町会もある。 ・大型デパートや金融機関などが多いが、連携が不十分な機関がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町会→町会役員が変更になった場合、新たにネットワークの構築が必要になることがある。 ・大型デパート、金融機関等によってはセンターの業務が周知されていない。 	<p>①圏域内担当町会の全ての町内会関係者に広報紙を配布する。</p> <p>②町会役員が交代した町会等と地域ケア会議などの実施し連携を深める。</p> <p>③大型デパート、金融機関等と連携を図り、支援が必要な利用者を早期発見する。</p>	<p><町会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座実施や広報紙の配布等により周知を行う。 ・町会と「地域ケア会議」を開催する。 ・各町会へ対する広報紙等の配布は手渡しにて行い「顔と顔が見える関係性」を意識する。 ・各町内会行事の積極的な参加 ・民生児童委員連絡協議会への定期参加 <p><他機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型デパート、金融機関(銀行、郵便局、各保険会社等)、圏域内教育機関との懇談会や出前講座を積極的に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク構築数 ・ネットワーク構築機関
実態把握	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域からの相談受付時に、本人の状態(身体能力および判断能力)が重篤化してから発見される地域住民がいる。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの知名度については一定の周知がなされているが、地域住民が考える「相談」のタイミングについては多少の違いや躊躇があるのではないかと予測される。 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者基本情報作成数【966件】 <p>①支援が必要な高齢者を早期発見し、介護予防支援事業対象者以外の新規実態把握数を966件のうち50%以上とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談受付のみで終了させるのではなく、訪問して会うことを意識する。 ・センター営業日(主に平日)については、相談職が常時滞在し、急な来訪にも対応できるように体制を整える。 ・土曜日についても、平日と同様に午前、午後相談員が常時滞在し、平日に相談することができない家族等からの相談を受け付けることが出来る体制を整える。 ・地域住民が相談しやすいセンター環境づくり。 ・「相談」のタイミングについて、地域住民との懇談会などを行う。 ・看板、センター内(面談室等)環境整備を意識し相談しやすい環境づくりに努める。 ※接遇について意識し、センター内でのミーティング等によってスキル向上を図るよう努める。 ・主相談者以外の同居高齢者についても積極的な実態把握を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者基本情報作成数と計画数値に対する達成率 ・利用者基本情報作成の内訳と地域支援事業分の計画数値に対する達成率 ・実態把握率

1. 総合相談支援業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
総合相談	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・華やかな商店街や公共施設(図書館、美術館)および観光施設等が多く存在する地域である一方、老朽化した団地や建物も多い。 ・民生委員や町内会関係者からの相談受付時には、福祉課題が重篤化してからの対応となることもある。 <p>※認知症の進行、虐待の重度化、悪徳商法被害等。</p> <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の地域住民の中では、福祉＝社会的弱者との偏見があり、相談を我慢してしまう人もいる。 	<p>①民生委員や町内会等の人々との連携が強化され、支援が必要な高齢者を早期発見し対応することが可能となる。</p> <p>②総合相談をテーマとした研修会をセンター内で実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町会での出前講座の開催等により、センター業務を周知する。 ・広報紙の発行および配布。 ・関係機関との連携により、広報紙やその他のパンフレット等を配布(連携している銀行ロビー等に広報紙を置かせてもらったり、センターのポスターなどを展示させてもらう)。 ・早期発見を可能とするために、町内会関係者や民生委員定例会などに積極的に参加する。 ・土日、祝日についても転送電話等の活用や職員のセンター配置等により、相談を迅速に受け付ける体制を受け付ける体制を整備する。 ・朝礼等で相談受付件数などを分析し、相談経路の把握を行い相談センターとしての機能を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応件数(実・延) ・相談形態内訳 ・相談者の続柄内訳 ・相談内容内訳
保健福祉サービス等の利用調整	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用対象者であるにもかかわらず、適切なサービス利用ができていない高齢者がいる。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉サービスの内容や種類等が地域住民に浸透していない。 	<p>①サービスを必要としている高齢者が適切にサービスを受けることが可能となる。</p> <p>②モニタリングの実施により適切なサービス導入がなされているかを把握する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町会等で高齢者福祉サービスについての出前講座を開催する。 ・広報紙の発行および配付。 ・居宅介護支援事業所所属の介護支援専門員との懇談会等を通じて制度を周知する(保健福祉サービスの利用を必要としている人はすでにケアマネが担当していることが多い)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用調整件数 ・モニタリング実施数(率)
住民等に対する広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関心の無い高齢者がいる。 いざ福祉的な支援が必要となっても、そもそも関心が無かったため早急かつ適切なサービス利用へと結びついていない。 <p>※広報や啓発活動について無関心。</p> <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉や介護福祉について、自分自身のこととイメージできない高齢者がいる。 	<p>①支援を必要としている高齢者が適切にサービスを受けることが可能となる。</p> <p>②センターの役割が広く周知される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議等を活用し、「福祉に関心の無い高齢者」や「他者を拒否する高齢者」を何かしらの方法で選定できるようなシステムを構築し、個別訪問や郵送など、適切なアウトリーチやアプローチを実施する。 ・広報紙の配布、出前講座の開催、認知症サポーター養成講座等の開催により、若い世代(学生等)も含め、「地域福祉」の視点を住民がもてるように事業を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙発行回数 ・出前講座や講師派遣の回数と対象者

包括的支援事業

2. 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第2号

【目的】地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】高齢者虐待の早期発見のため、個々のケース支援を通じて、医療機関との連携を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護相談 (高齢者虐待・困難事例への対応、成年後見制度の利用促進・消費者被害の防止に関する対応)	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待および成年後見制度に関する相談・対応件数が年々増加している。 ・消費者被害相談件数については、減少および横ばい状態である。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待および後見制度における件数増加については、地域に相談先として認識されたことによるものである。そのため、早期相談等により早期対応が可能な体制が構築されつつある。 	<p>①高齢者虐待および成年後見制度、消費者被害等のケースについて早期発見対応が可能となる体制を構築する。</p> <p>②センターに配置される相談職の全てが、一定の権利擁護対応が可能となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座や各種研修会、懇談会等を通じての高齢者虐待リーフレットやパンフレットの配布。 ・出前講座や各種研修会、懇談会等を通じての成年後見制度や消費者被害対応についてのリーフレットやパンフレットの配布。 ・地域住民との研修会や懇談会の実施。 ・民生児童委員連絡協議会への定期的な参加を通じて、権利擁護対応ケースにおける「気づく視点」を共に確認し合う。 ・朝礼時やその他の時間帯を活用し、権利擁護対応についてのセンター内研修会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護相談対応状況 ・対応件数 ・対応事案内訳 ・相談・通報者内訳 ○高齢者虐待対応状況 ・通報件数 ・通報者内訳 ・虐待実件数 ・虐待対応件数(実・延) ・終結件数(率)
高齢者虐待対応における医療機関とのネットワーク構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所所属のケアマネジャーおよび医療機関連携室相談員との連携の中で、高齢者虐待についての認識の違いや温度差がある(マニュアルに照らし合わせると虐待疑いの可能性があるケースだとしても、支援者による知識不足や相談の躊躇などにより、早期の相談が寄せられない)。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待対応および支援についての一定知識が専門職間でもばらつきがある。 	<p>①居宅介護支援事業所のケアマネジャーや医療相談室の相談員が一定の虐待対応における知識を有することができる。それらにより、虐待発生時の早期相談がなされ、虐待ケースにおける重篤化を防ぐことが可能となる。</p> <p>※虐待通報時における「判断」についての考え方が理解される(通報時には虐待の判断は必要ないということ)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会や懇談会等を通じて、高齢者虐待リーフレットやパンフレットを配布する。 ・圏域内、総合病院関係者との研修会および懇談会の実施。 ・今後、虐待通報時に活用できる共通ツール等が完成した時には、医療機関へ直接訪問し、説明を交えて配布を行う。 ・センター内での事例検討および相談件数、通報元、関係者との連携について検討等を行い、職員間での虐待対応スキルについて向上するよう努める。 ・社会福祉士部会等で、共通ツールなどを作成し、医療機関等への配布を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケース連携数 ・ネットワーク構築数 ・ネットワーク構築機関 ・高齢者虐待通報者内訳

2. 権利擁護業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護業務に関するネットワーク構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度などに関する周知が不十分であり、まだまだ制度を知らない地域住民がいる。 ・相談が寄せられたときにはケースが重篤化している場合がある。 ・支援を受けられず孤立してしまう世帯がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、介護事業所および医療機関などに制度や権利擁護業務についての周知なされていない地域がある。 	<p>①早期発見が可能となる地域体制の構築</p> <p>②町会やケアマネ等との権利擁護研修の開催。</p> <p>③パンフレットなどを作成し広報を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実績提出時において1-2号様式等を活用し、相談者を分析し、連携へとつなげる。 ・地域で業務を行うケアマネジャーや医療機関、その他関係機関と研修会等を実施。 居宅介護支援事業所→研修や事例検討会実施。 医療機関→研修や懇談会の実施。 函館市後見センター→研修や懇談会の実施。 消費者センター→研修や懇談会の実施。 各専門職団体(弁護士会、社会福祉士会等)→懇談会の実施。 民生児童委員協議会方面担当(7. 10. 11)→懇談会の実施。 <p>※上記関係機関へ地域ケア会議の参集依頼。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護業務 ・成年後見制度や消費者被害に関する研修会や事例検討会への参加、開催回数 ・困難事例に関する研修会や事例検討会の開催回数 ○高齢者虐待 ・研修会や事例検討会の開催回数と参加機関数(実・延)
センター内スキルアップ対策	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待(疑い含む)、成年後見制度に関する相談件数が増加している。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度が浸透していない地域もあるが、ある程度の周知がなれてきた実績もあり、相談を受け付けることが多くなっている(支援を必要とする複雑な課題を抱える世帯が多くなっている)。 	<p>①職員が制度概論を理解し、支援における援助技術が向上する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内での定期的な事例検討会の実施(半年に1回) ・毎朝の朝礼時に権利擁護対応ケースについて職員間の情報共有の実施。 ・他団体開催の他の研修会や事例検討会への参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内における研修会、事例検討会の開催回数と参加人数 ・センター外における研修会、事例検討会の参加回数と参加人数
住民等に対する広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待かどうかの判断基準に迷ってしまい相談の一報に時差が生じてしまうケースがある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が虐待かどうかの判断基準を意識しすぎてしまい、相談が遅れてしまう場合がある(ケアマネジャー等の専門職についてもみられる現象)。 ・広報や啓発の仕方について工夫が必要である。 	<p>①相談一報については虐待の判断基準は不要であることを、周知できる。</p> <p>②虐待や権利擁護対応となる前段階での相談件数が増える(早期発見対応予防システムの充実)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やパンフレット等の記載内容について工夫をする(虐待や権利擁護ケースについての相談は基準は不要であり、「あれ、おかしい」と感じた時点で相談が寄せられることが重要である等)。 ・出前講座や研修会の開催内容を工夫する(上記に同じ)。 ・町内会、民生児童委員連絡協議会等での懇談会等を開催し、広報や啓発活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待 ・広報紙、パンフレット配布回数 ・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象 ○成年後見制度・消費者被害 ・広報紙、パンフレット配布回数 ・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象

包括的支援事業

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第3号

【目的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携することにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行うことを目的とする。

【重点事項】地域包括ケアシステムの構築を意識し、多職種の参加や圏域内の主任介護支援専門員と連携して、ケアプラン指導研修を開催する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
包括的・継続的 ケアマネジメント体制 の構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者の増加、医療依存の高い高齢者、同居の支援者に障害があるなど、様々な問題を抱えているが、各関係機関と個別での連携体制が機能していない。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修後アンケート、ケアマネ支援の傾向、相談内容から、多様な問題を抱え困難ケースとなっているが、社会資源の情報不足、多職種と連携が上手く出来ず不安を感じているケアマネが多い。 ・急性期の病院を主治医としている高齢者が多く、在宅医療の体制が不十分となっている。 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン指導研修【2回】 ・事例検会【1回】 ・懇談会【2回】 <p>①相談援助技術や、家族支援についての研修会を開催、ケアマネの実践力の向上を図る。</p> <p>②懇談会、事例検討会を通じ、関係機関と直接繋がりができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネ支援のデータ、アンケートを基に、研修会、事例検討会の内容を企画する。 ・ケアプラン指導研修の開催。 ・圏域内居宅支援事業所の主任介護支援専門員と協力して、医療、介護、福祉などの相談機関と懇談会を開催する。 ・「けあまねかふえ」を開催し、圏域の居宅ケアマネ同士や、関係機関との交流の機会を作る。 ・社会資源、医療、福祉の情報、研修会の案内を随時ニュースレターを作成し居宅事業所へ情報提供を行う。 ・医療機関、障害者支援機関へ広報紙を配布し、地域包括支援センターの役割の周知を図り、懇談会などへの参加を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン指導研修開催回数 (多職種、主任CM連携) ・参加数(率)
介護支援専門員に 対する個別支援	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとりで問題を抱え込み、相談するタイミングが遅くなり、困難ケースになっていることが多い。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとりケアマネ、小規模の居宅では、業務多忙で研修会、事例検討会などへの参加が少なく、横の繋がりが無い。 ・包括へ相談するタイミング、相談内容について躊躇するケアマネが多い。 	<p>①困難ケースに関わらず相談、問い合わせが多くなり関係が深まる。</p> <p>②個別ケースで関わった事のない事業所と、顔の見える関係になる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域事業所への定期訪問、アンケートを行い抱えている問題や、事業所の体制などを把握して、指導、支援の方法を明確にする。 ・ひとりケアマネ、少人数の居宅事業所に対してミニ事例検討会や懇談会を開催し事業所間、包括と顔の見える関係を作る。 ・研修会へ参加しなかった事業所に対して個別に訪問し研修の資料を配布し、今後の業務の参考に出るよう支援を行う。 ・委託事業所の対応を担当制にし、関係性を深め個別相談を受け必要に応じ同行訪問、事例検討を行なうなど後方支援を行う。センター内で問題を検討し終結に向けた支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援数 ・終結数(率)

包括的支援事業

4. 介護予防ケアマネジメント業務

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第2号

【目的】二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう支援を行うことを目的とする。

【重点事項】平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施に向けた体制整備を行う。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
介護予防 ケアマネジメント	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 二次予防対象者全員が介護予防の取り組みとして自ら社会資源を活用することが出来るかが課題。 既存の社会資源についての内容の把握が充分ではない。 二次予防対象者は生活習慣病の発症や重症化、高齢による衰弱状態にあり要支援要介護状態になるリスクが高い。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> これまで二次予防利用者が比較的少なかったことから考えても、今年度市で広報している一次予防事業(介護予防教室等)の情報をキャッチし、社会資源をうまく活用できる高齢者はよいが、閉じこもりやその他の理由により情報をキャッチできない高齢者がいる。 	<p>①介護予防を担うことのできる社会資源のリストアップと共に内容の把握を行う。</p> <p>②センターで発行する広報紙を各町会へ配布する(圏域内の全町会)</p> <p>③二次予防対象者が要介護状態にならないよう支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存の社会資源のリストアップ。 既存の社会資源のマッピング。 可能な限り内容の把握のために見学を行う(もしくは参加することにより情報収集をする。 各町会への回覧板への広報紙掲載を依頼。 広報紙の内容に必ず介護予防に関する情報(認知症予防・転倒予防・栄養に関する情報・嚥下や口腔体操についてなどの知識の提供)を掲載する。 社会資源や一次予防についての情報を把握し住民が活用できるよう、情報発信していく。 要支援～非該当の二次予防対象者(訪問)は継続するため対象者へ情報提供する。 要介護認定非該当者(二次予防対象者)へ心身の状況に基づき介護予防事業等が提供されるよう援助する。 課題分析のため実態把握を行い、情報収集により生活機能低下の原因、背景を明らかにし、適切なサービスを提供する。 	

包括的支援事業

5. 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法115条の48

【目的】高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とする。

【重点事項】圏域内の地域課題を明らかにし、把握された地域課題の解決策の検討を行うとともに、全市的な取り組みが必要な課題については「函館市地域ケア全体会議」において、新たな仕組みづくりや政策形成へつなげる。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
個別ケースの検討を行う地域ケア会議	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の意図が分からずに参加について拒否的な意向を示してしまう地域住民やケアマネがいる。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議(個別)の実施が、直接担当しているケアマネや地域住民(民生委員等)にとって、「大事になっている」と感じてしまう人々もいる。 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> 開催回数【6回】 <p>①地域において、認知症高齢者が在宅生活を継続していくことが可能となる(社会的排除を無くする)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やその他のパンフレット等により、地域への周知(地域ケア会議の目的等)を継続して行う。 過去に開催したケースなどを基に事例分析や発表会などを行い、地域ケア会議について「可視化」する。特に地域で活動をしているケアマネへ対して実施することで、ケアマネ⇄地域住民との連携構築を推進する。 参加者は民生委員や町内会関係者が多くなるため、日頃から「顔と顔が見える関係性」を意識しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数と開催達成率 参加者内訳
地域課題の検討を行う地域ケア会議	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の意図が分からずに参加について拒否的な意向を示してしまう地域住民がいる。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議(地域課題検討)の実施が、地域住民にとって、「大事になっている」と感じていることや、「自分達の地域には福祉課題は存在しない」と考えており、会議開催が難しい地域もある。 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> 開催回数【3回】 <p>①町会役員が変更となったC町会等との開催を通じて、ケア会議を実施したことの無い町の地域の実情を把握する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やその他のパンフレット等により、地域への周知(地域ケア会議の目的等)を継続して行う。 過去に開催した会議の紹介などを活用し、相手(地域住民)の抵抗を無くし会議をスムーズに開催できるよう工夫する。 地域住民が理解しやすい資料や広報物の作成を行い、直接の手渡しなどにより会議の周知を行う。 日頃の活動の中で、地域住民の「つぶやき」をキャッチするよう意識する。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催数と開催達成率 参加者内訳
住民等に対する広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議について、一部の地域や住民間に周知が不十分である。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> センターと町との連携が不十分である地域について、会議の役割が浸透していないことが見受けられる。 	<p>①町会や民生委員等との連携の際に年度で2回以上は広報を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員連絡協議会への参加時にパンフレット等を活用し周知を行う(民協方面7・10・11)。 担当圏域の町会との連携時にパンフレット等を活用し周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙・パンフレット配布回数と対象

任意事業

1. 家族介護支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第2号

【目的】要介護高齢者を介護する者やそれを支える地域住民に対し、適切な介護知識や技術の指導・助言、介護者同士の交流等を行い、介護者を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	独自評価指標
家族介護教室	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ここ数年の開催結果から、参加人数についてほぼ横ばい状態。参加したくとも参加できない家族も存在している可能性がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護を担っている家族のニーズを満たしていない(介護技術の伝達、ストレス解消のためのアクティビティ、カウンセリング等) 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> 開催回数【2回】 <p>①介護家族へ適切な介護技術を周知する。</p> <p>②事業を実施することによって、介護を担っている家族のストレスを軽減する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士、看護師、歯科衛生士による介護技術伝達教室などの開催。 他の社会資源の活用(同法人内のPTやOT職との連携)。 アクティビティやレクリエーションを意識した教室の開催を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数
住民等に対する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の中には、適切な介護方法が分からずに、結果的に介護者の不適切な介護(非意図的)となっている世帯がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化による核家族化により老々介護状態および就労している家族が介護を担わなければならない現状がある。 	<p>①地域住民が適切な介護方法や技術を習得でき、介護を担っている家族等のストレスを軽減することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員連絡協議会および町会での出前講座開催時など、内容の周知を行う。 地域ケア会議などを通じて、地域において介護ストレスを抱えていそうな世帯を早期発見、早期対応できるよう連携を図る。 介護教室開催に向けて、センター内職員の役割分担や各々の専門性に基いて内容を検討する(介護福祉士、歯科衛生士、看護師等)。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙・パンフレット配布回数と対象

任意事業

2. 住宅改修支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第3号

【目的】高齢者向けに居宅等の改良を行おうとする者に対して、住宅改修に関する相談、助言等を行い、高齢者の在宅生活を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	独自評価指標
住宅改修支援	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の利用について周知されていない場面があり(すでに工事終了してからセンターへ相談)、特に民間業者への周知が必要である。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間業者へ対する周知が不足。 ・民間業者が制度を理解していても手続きが困難(と感じている業者もあり)であるため、介護保険制度をあえて利用せずに工事を終了させてしまう業者も存在している。 	<p>①住宅改修終了後の相談が減る。</p> <p>②民間事業者が制度を理解しスムーズに手続きが終了される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やその他のパンフレットを活用し、地域住民への周知を行う。 ・民間事業者との研修等の開催 <p>※平成27年度対応ケースの中で、制度の理解が不十分で、事前申請から手続き完了まで、6か月の期間を要したケースあり。</p>	
住民等に対する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修終了後にセンターへ相談が入る場合がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の利用方法について、地域住民の中で理解がなされていないことがあげられる(理解されていないこととともに地域の中で孤立している世帯として別の福祉的課題があることも多い) 	<p>①住宅改修終了後の相談が減る(制度活用がなされていない工事の実施)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やその他のパンフレットを活用し、地域住民への周知を行う。 ・地域住民→民生委員・町会役員⇄包括支援センターという流れを重視し、引き続き、民生委員や町会役員等との連携を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・パンフレット配布回数と対象